

# 中土佐町農業委員会 会議事録

(令和3年度第10回総会)

1. 開催日時： 令和4年2月28日(月) 午後1時30分 ~ 午後2時5分  
その他を含めると午後2時15分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：

	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
	2番	岩本 隼夫	○	
	3番	下元 和恵	○	
	4番	政岡 富生	○	
	5番	政岡 直文	○	
	6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員	1番	有澤 明男		○
	2番	岩崎 憲二	○	
	3番	黒原 美一	○	
	4番	下元 勲	○	
	5番	田上 敦之		○
	6番	野村 正幸		○
	7番	正岡 裕二	○	
	8番	山本 孝志	○	
	合計		12人	3人

4. 議事日程：  
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)  
第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件)  
第3号議案 非農地証明願について(1件)  
第4号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の検討  
第5号議案 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の検討

その他1 地区委員からの報告及び提案等  
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 正明  
事務局(書記) 小松 舞

6. 議事参与の制限：

該当無し

- 議長 それでは令和3年度の第10回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思えます。
- 議長 出席委員は15名中12名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということですので指名をさせて頂きます。1番、政岡 妙委員さん。6番、山岡 正治委員さん。よろしくお願ひします。
- 議長 第1号議案の1「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の山本 孝志委員何かありましたらお願ひ致します。
- 山本 孝志委員 はい、現地はきちんと管理されており特に問題はないと思えます。
- 議長 これより質疑に入りたいと思えます。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。  
【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思えます。
- 議長 採決を致します。第1号議案1、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1号議案の1は許可されました。
- 議長 続きまして第1号議案の2「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の岩崎 憲二委員さん、何かありましたらお願ひ致します。
- 岩崎 憲二委員 はい、申請地はきちんと管理されており特に問題はないと思えます。
- 議長 これより質疑に入りたいと思えます。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。  
【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第1号議案の2、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。  
『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1号議案の2は許可されました。
- 議長 続きまして第2号議案 「農地法第4条第1項の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認は私が行いましたので説明します。現地は広いですが、耕作条件の良い農地ではなく、周辺の農地に影響もないので特に問題ないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。  
【発言無し】
- 議長 採決を致します。第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。  
『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第2号議案は許可されました。
- 議長 続きまして第3号議案 「非農地証明願」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 黒原 美一委員 現地は随分前から雑種地になっており、農地に戻すことができない状況なので地目の適正化が妥当だと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。  
【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。

- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 【発言無し】
- 議長 採決を致します。第3号議案「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第3号議案は許可されました。
- 議長 続きまして第4号議案「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、第5号議案「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の検討」について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の説明】  
以上です。
- 議長 これより質疑を始めます。質疑ございませんか。  
ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。
- 議長 何か御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第4号議案、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の検討」および第5号議案「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の検討」について原案通り採決することにご異議ございませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので第4号議案および第5号議案は原案のとおり決定されました。
- 議長 以上をもちまして、令和3年度第10回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員	
署名欄	

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

人・農地プランについて

その他 2

事務局からの諸連絡等

来月の総会日程の確認

## 農地法第3条許可申請 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和3年度第10回 総会	第 1-1 号	令和4年2月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

## 4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は190日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は7,087㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員： 山本 孝志委員

作成： 事務局 小松 舞

## 農地法第3条許可申請 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和3年度第10回 総会	第 1-2 号	令和4年2月17日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当する	農地無し

## 4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は270日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は4336.48㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員： 岩崎 憲二委員

作成： 事務局 小松 舞

農地法第 4 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

令和 4年 2月 28日

中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

申請に係る事項	申請者の住所等	譲渡人 (申請者)			(氏名)	外 名						
		譲受人 ( )			(氏名)							
	申請に係る土地	所在地番	高知県高岡郡中土佐町									
		地目別面積	田	m <sup>2</sup>	畑	456m <sup>2</sup> のうち30.00 m <sup>2</sup>	採草放牧地	m <sup>2</sup> その他 m <sup>2</sup>				
10a当り平均収穫高		田	kg	畑	kg	採草放牧地	kg その他					
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ <b>その他の区域</b>										
事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)	墓地の設置										
	工事計画	着工 許可日 から 完了 永久										
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分		その他の農地(第2種農地)									
	許可基準に定める農地の区分の該当事項		運用通知第2の1(1)の力の(7)									
	該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)		申請地は、山に囲まれた集落に接続する農地で、営農条件は悪い。申請者が所有する農地で、転用目的を達成するための代替の農地はない。また、生産力の低い農地と認められ、転用を実施することによる営農条件への影響はきわめて低い。									
	転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合	面積	甲種農地	第1種農地	その他	計	申請条項	法第4条	所有権に基づく転用	30.00 m <sup>2</sup>		
			割合			30.00 m <sup>2</sup>			30.00 m <sup>2</sup>	100%	100%	その他 ( )
	検討事項		意見		意見決定の理由							
	1 農地の区分と転用目的		適 当	不 適 当	公共投資がされていない生産性の低い農地と認められる							
	2 資力及び信用		適 当	不 適 当	事業計画に対して、問題は認められない。							
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無		あ り	な し	計画は具体的である。							
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		確 実	不 確 実	不確実の指導を受けていない。							
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み		確 実	不 確 実	事業内容に対して、妥当といえる。							
6 農地以外の土地の利用見込み		確 実	不 確 実	転用目的と申請地の状態により、支障なしと認められる。								
7 計画面積の妥当性		適 当	不 適 当	墓地の経営許可は申請中								
8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性		適 当	不 適 当									
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		な し	あ り									
10 一時転用である場合には、その妥当性		適 当	不 適 当									
11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終 了	未 了									
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業実施者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産						
	該当なし											
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内 ・ <b>計画区域外</b> (告示 昭和 50年 2月 28日)										
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類 決定なし										
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	<b>振興地域内</b> ・ 振興地域外 (告示 昭和 46年 3月 31日)										
	農用地区域決定の有無	農用地区域内 ・ <b>農用地区域外</b> (決定 平成 24年 4月 25日)										
総合意見	立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。											
許可が相当と認められる場合に付すべき条件	特になし											

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有 ・ <b>無</b>
----------------------------	--------------

意見の概要	
-------	--

# 非農地証明願い 調査書

## 1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和3年度第10回 総会	第 3 号	令和4年2月17日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の <b>工</b> に該当する	現地は、昔より雑種地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第32条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	黒原 美一委員
作成：	事務局 小松 舞

## 令和4年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 高知県

農業委員会名： 中土佐町農業委員会

## I 農業委員会の状況(4年4月1日現在)

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 R3 年 1 月 22 日

任期満了年月日 R6 年 1 月 21 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	4
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	2
40代以下	—	—
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	8	8	3

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	356
農業経営体数	256

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	340
女性	142
40代以下	44

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	67
基本構想水準到達者	8
認定新規就農者	5
農業参入法人	2
集落営農経営	3
特定農業団体	0
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	429	86	—	—	—	515

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の目標

### 1 最適化活動の成果目標

#### (1) 農地の集積

##### ①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	515 ha	27.9 ha	5.4 %
課題	認定農業者等により利用権設定が行われているが、農産物の価格の低迷・高齢化等で担い手不足により、利用集積が進んでいない。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

##### ②目標

農地の集積の目標年度	7 年度	集積率	80 %
今年度の新規集積面積	1 ha	農地面積(C)	515.0 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	28.9 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	5.6 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

#### (2) 遊休農地の解消

##### ①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	0.60 ha	0.60 ha	0.00 ha
課題	国土調査が終わっていない地区が多数あり、現地の特定が困難な場所がある。その上で、農地利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の把握及び指導体制を整える。		

##### ②目標

#### ア 既存遊休農地の解消

##### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.60 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.12 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

##### b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.00 ha
--------------------------	---------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	
-------------------------	--

#### イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0 ha
---------------------------	------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者		令和2年度新規参入者		3年度新規参入者	
	1	経営体	1	経営体	0	経営体
	0.24	ha	0.27	ha	0	ha
課題	通年、レンタルハウス事業等の規模拡大等の意向のある農家に対して、制度を説明し、権利の設定を促す。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平均	
	3	ha	4.6	ha	4.5	ha	4	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			0.4		ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	7	人
			農地利用最適化推進委員の人数	8	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数		3	回
取組時期	取組項目	強化月間の内容	
11月	②	遊休農地の状況を把握する。	
12月	②	遊休農地の解消について所有者・管理者に説明	
1月	③	同意を得た農地から新規参入者等の貸付について協議していく	

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数		1	回
開催時期	8月ごろ	相談会名	就農相談会
参加者数	1	開催場所	オンライン
相談会の内容	れんけいこうち等、他団体が開催する相談会に中土佐町農業委員・推進委員として参加する。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

第4号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 高知県  
 農業委員会名： 中土佐町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年2月28日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	429	86	—	—	—	515
経営耕地面積	237	28	23	5	0	265
遊休農地面積	1	0	0	0	0	1
農地台帳面積	541	253	253	0	0	794

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	425
自給的農家数	123
販売農家数	302
主業農家数	86
準主業農家数	28
副業的農家数	188

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	498
女性	227
40代以下	51

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	79
基本構想水準到達者	2
認定新規就農者	6
農業参入法人	3
集落営農経営	3
特定農業団体	0
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 6 年 1 月 21 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	4
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	3

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年2月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	515ha	27.4ha	5.32%
課 題	認定農業者等により利用権設定が行われているが、農産物の価格の低迷・高齢化等で担い手不足により、利用集積が進んでいない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
28.4ha	27.9ha	0.5ha	98.23%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	通年、レンタルハウス事業等の規模拡大等の意向のある農家に対して、制度を説明し、権利の設定を促す。
活動実績	今年度は新規参加者により利用集積がされたが、目標には届かなかった。引き続き計画どおりに実施する必要がある。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標は達成できなかったが、毎年の就農相談数を考慮すると妥当な目標である。
活動に対する評価	今後も継続的に計画通り実施する必要がある。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	1経営体	1経営体	1経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積	令和3年度新規参入者が取得した農地面積
	0.25ha	0.24ha	0.27ha
課題	毎年、数名ではあるが新規参入者がおり、就農相談もあるが、住宅・農地の確保、農業経営の不安定さ等から、新規参入者の確保が難しい。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2経営体	0経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.5ha	0ha	0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	関係機関と連携して、就農相談への対応や新規参入者の情報や掘り起こし等を行う。また、住宅や農地の情報については、日々の活動の中で情報収集を行う。
活動実績	2月に新規参入者からの相談があり、面談等を実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標は達成できなかったが、毎年の就農相談者数等を考慮すると妥当な目標である。
活動に対する評価	今後も継続的に計画どおり実施する必要がある。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年2月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	515ha	0.82ha	0.16%
課 題	国土調査が終わっていない地区が多数あり、現地の特が困難な場所がある。その上で、農地利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の把握及び指導体制を整える。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.5ha	0ha	0%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	30人	8月～12月	8月～12月
	調査方法	委員の農閑期に荒廃農地調査と連携して行う。 委員と事務局もしくは農林課の2人1班体制で、現地を巡回する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:1月～2月		
その他の活動	地域の担い手や町外からの耕作者等の受け手の情報収集をおこない、遊休農地解消に努める。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		15人	8月～11月	8月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 筆	調査数: 筆	調査数: 筆
	調査面積: ha	調査面積: ha	調査面積: ha	
その他の活動				

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標は達成できなかったが、現在の遊休農地面積を考慮すると妥当な目標である。
活動に対する評価	遊休農地の把握は確実に実施されている。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年2月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	515ha	0ha
課 題	違反転用されている農地は発見されていないが、把握できてもすでに非農地化している。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	通年、委員の日々の見廻り及び利用状況調査の実施の際に違反転用を確認する。確認できた場合は、法律に基づいた手続きを行う。
活動実績	日々の見廻りと8月から11月に実施した利用状況調査において、違反転用がされている農地がないか確認をした。
活動に対する評価	引き続き、計画どおりの活動を行い、違反転用の発生を防止する。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:21件、うち許可21件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区の農業委員及び事務局が現地確認を実施し、農地の現状を把握している。さらに必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	申請書類と各地区の農業委員が把握する農地の現状などにより、権利移動の適否を判断している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	結果を議事録に記載している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

### 2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数:4件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区の農業委員及び事務局が現地確認を実施し、農地の現状を把握している。さらに必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	提出された書類や農地の現状等から、許可基準に基づき転用の妥当性を判断している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	結果を議事録に記載している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		1 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 269件 公表時期 令和3年7月
	是正措置	情報の提供方法： 窓口での自由閲覧 —
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 83件 取りまとめ時期 令和4年2月
	是正措置	情報の提供方法： この点検・評価の公表を持って、公表としている。 —
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 838ha
		データ更新：固定資産台帳や住民基本台帳との突合、農地の利用状況調査結果等を年に1回更新。権利移動や転用については、随時更新。
	是正措置	公表： 全国農地ナビにより公表している。 —

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## Ⅷ 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

0件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--